

令和6年4月より妊娠診断には初診時選定療養費がかかりません

当院では、妊娠診断で受診される場合、紹介状がなくても初診時選定療養費※はかかりません。

※初診時選定療養費とは、健康保険法により、一般病床200床以上の地域医療支援病院において、他の医療機関等からの紹介状を持たずに受診する患者さんに対して徴収が義務付けられているものになります。

妊娠診断以降のお産にかかる受診は自費診療となり、健康保険は適用されません。ただし、何か特別な問題が生じたとき（例えば、妊娠高血圧症候群、糖尿病合併、貧血、切迫早産など）は、その治療や検査、受診に関わる料金のみ保険扱いになります。

また、母子手帳発行後の妊婦健診においては、各自治体における「妊婦一般健康診査受診票」を利用し、健診費用が助成額を上回る場合や、その他必要な検査をした場合、その費用は自己負担となります。



令和6年4月
高山赤十字病院